

## 第3回「(仮称)観光振興税」に係る懇談会議事録

日時：令和2年2月10日（月）10:00～

場所：かでの2・7 710会議室

### 内容

#### 1 開会

(事務局)

ただいまから、第3回(仮称)観光振興税に係る懇談会を開催させていただきます。

<注意事項、委員紹介については省略>

#### 2 議題

##### (1)報告事項

###### ①第2回懇談会の開催結果について

(事務局)

議題に沿って進めて参ります。初めに報告事項の第2回懇談会の開催結果についてでございますが、お手元に配付の参考資料のとおりとなっておりますので、ご確認を頂きたいと存じます。

では、議事に入りたいと思います。これからの進行は石井座長をお願いしたいと存じます。

##### (2)議事

(石井座長)

今回は、3回目の観光振興税に係る懇談会でございます。早速、議事を進めてまりたいと思います。前回は、税の使い道や税額、課税免除について、様々な意見を頂きました。本日は、それぞれについて、頂いた意見を踏まえて、道で考え方などを整理して頂いたの、さらに宿泊課税に関する議論を深めて参りたいと思います。

それでは、はじめに、税の使い道について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1「税の使い道について」の説明

(石井座長)

前回までの議論を踏まえて、道から説明がありましたが、「使い道」については、既存の予算とはあくまで違う、新たな使い道として、「観光地づくり」であっても、具体的には、これまで取り組んでこれなかった施策に充てるということと、「人材確保」、「安心・安全」を中心に取り組んでいきたいということ。施策の中身的には、道が主体的に行うことと、一部は市町村に補助して行うことについて、具体的に説明を頂きました。

ただいまの説明に関してご質問ご意見等ございますでしょうか。馬場委員、いかがでしょうか。

(馬場委員)

前回の資料と比較しますと、今まで予算として22億円程度あった部分と宿泊税による新たな財源でやる部分が明確な形になったと思います。前回、「道が主体となって」という部分が分かりづらく疑問を投げかけていたところですが、それについては、道が実施する部分と道が補助する部分が明記されているので、実態に即した分かり易さがあったと思いました。

ただ、市町村との連携という部分については、これまで同様、「市町村との連携」、「導入を予定していない自治体を対象に補助を行う」とのことですが、役割分担についての協議は、宿泊税を導入する自

治体にこそ、しっかりと協議しながら詰めることが、より大事ではないかと思えます。

最後に、税額の話ですが、今までは、宿泊税を導入しない自治体への補助の部分と連携の部分と併記されていましたが、その部分は、すごくボリュームが少ないですし、導入しない自治体とは連携するけども、導入する自治体との連携はどうなるのか、十分詰めていく必要があるのではないかと思います。

(石井座長)

私が理解したところでは、少なくとも市町村が宿泊税を導入するか否かに関わらず、道の政策目的のために市町村に補助するもので、その意味では非対象となる市町村は基本的にはない。要するに、目的に沿った地域が何処かということはあるかもしれませんが、それが宿泊税を導入しているかどうかとはリンクしないと考えてますが、その確認をお願いします。

(事務局)

道の事業につきましても、道が勝手に決めるというのではなく、5ページの欄外に書いておりますが、「地域観光戦略プラットフォーム」という場で、地域の自治体の皆様のご意見を踏まえて道の事業を実施するという考えですので、宿泊税を導入する自治体も含めて協議をして、意見やビジョンを共有しながら進めていくことを考えております。

(遠藤委員)

関連して「地域観光戦略プラットフォーム」を今年度中に設置するとのことですが、既に宿泊税を導入されていて、例えば、来年、あるいは再来年に向けた他市町村計画との整合性とか、連携を図っていくとの認識でよろしいでしょうか。

趣旨としては、具体的な例として既に導入している倶知安町になりますし、既に税導入を検討している市町村が、このラウンドテーブルに入るというイメージでよろしいでしょうか。

(上野委員)

今、議論している地方の施策というか使い道について、基本的な観光行政の事業の流れですが、地域が計画を作り、観光振興機構が具体的な案件を受けて具体化するという構図になっていると思います。

そこで例えば、私が今、道東地区の二次交通事業に取り組んでいて、地域部会を作って振興局を巻き込んで行っているという具体的な現場があるのですけれども、政策の実施段階で具体的に「地域観光戦略プラットフォーム」との整合性が、どういう様に組み立てられていくのかがイメージできない。もし、こういう感じというものがあるのでしたらお願いします。

(石井座長)

一応、観光振興機構との関係性については、全くこれからのものと私は理解していたのですけれども、必要に応じて、観光振興機構で取り組んでもらうもの、あるいは道が直接行うものがあると思います。

(事務局)

こちら欄外に掲載していますが、新たな税は、観光施策のためだけに使います。それ以外には使いません。こうした考えを明確化させ、地域の観光のために使うということです。

具体的に地域に何が必要なのかを「地域観光戦略プラットフォーム」で議論して頂きます。今、観光振興機構で取り組んでいる既存の事業にも、それぞれの地域で決めている部分がありますが、新たな税で取り組むものは、税収を一旦基金に全て計上し、既存事業とは完全に区分することを考えておりますので、しっかりと地元を交えて使い道を議論していく。その上で、観光振興機構の力が必要であれば、当然に取り組みの中に入って頂くことを考えております。

(上野委員)

地域の振興局がベースになってプラットフォームを作る際に、自治体とか観光業界など、具体的にどのような構成になるのか。

(事務局)

振興局には「地域観光戦略プラットフォーム」の原型となる組織も既にあるのですが、今回、我々が力点を置いているのは、そこに地元市町村の方も入って頂きながら、地元の観光業、もちろん宿泊事業者の方にも入って頂き、体制を整備しながら取り組んでいくということでございますので、必要に応じてメンバーが替わりますが、コア（核）として外せないメンバーもいると思いますので、それを地域観光戦略プラットフォームの原型としていきたいと思っております。

(石井座長)

この懇談会では、そこまで踏み込んだ議論を求められていないと思いますので、地元のニーズを踏まえた使い道を整理して頂くために、できる限り事業者の意見を聞くような仕組みは作って頂くことでご理解を頂きたい。

(水野委員)

私は、法定外目的税なので、税の使い道が非常に重要だと思っている。2ページの税を活用した事業の展開について教えて頂きたいのですが、左側が既存事業で、右側が新たな税が導入されることによって事業が追加される分とのことで、「観光地づくり」と「受入体制の整備」の部分の枠が大きくなっていますが、「誘客促進」については、新たな税は使わないという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

法定外目的税は、受益と負担の関係の考え方を整理することが重要であり、現時点での考え方では、税を実際に納めて頂く方に対する受益ということで、これから来て頂くためのプロモーションについては区分けをしており、新たな税の対象としていません。

(田中委員)

今、お話がありました受益と負担の関係、税の目的、課税免除につきましては、密接に関係してくると思いますが、基本的な方向としては、東京都や大阪府のように1万円や7千円という免税点を設けない場合は、観光振興税・宿泊税が応能税ではなく、応益税の性格であることが7明確になるところであります。

素直に考えれば宿泊税の使途や課税根拠は、宿泊者の宿泊行為に起因して生ずる行政サービスに要する経費を補填する、あるいは宿泊者の利益となる施策の経費に充てるのが基本的な考え方だろうと思われれます。

そうしますと前回も申し上げましたが、現在、3割程度がビジネス客等ということで、これは簡素化・類型化のために無視できる数値ではありませんので、全額を観光目的のために使うのは、如何なものかというのが1点、これは改めて申し上げておきたい。

もう一つは、あくまで宿泊者の利益、あるいは宿泊者に起因して発生した行政サービスの経費を補填するために用いられるべきで、私は、観光政策の専門家ではないので一つ一つの施策についての是非や当否を判断できる立場にはありませんが、一般論として、宿泊事業者あるいは観光業界の直接的な利益となる施策ではなく、宿泊者の利益あるいは宿泊者に起因して発生した行政サービスの経費を補填するための施策に用いるという考え方は、改めて基本に立ち戻って頂きたい。

関係して、条文の文言をどのように書かという点であります。先行している東京都や大阪府は1万円や7千円という非常に高い免税点を設けたうえで、課税の目的を「観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」とのみ書いており、後続する各自治体もそれを踏襲する文言を採用しておりますが、

仮に免税点を設けないのであれば、「観光の振興を図る施策に要する費用」とのみ書くのは法的に考えて少し問題があるのではないかと私自身は思っています。例えば、「観光の振興を図る施策に要する費用、その他、宿泊者の利益、利便性を増進させる施策にかかる費用」と加えて頂いた方が、より法的に適正な税制度になるのではないかと考えております。

(石井座長)

今のお話だと、「宿泊行為および宿泊者」と「観光」は異なる部分があるので、「宿泊者に関わる」とされた方が、より明確な目的性を出せるということかと思えます。実体的には、その様に受け止められる使い道なので、表現の問題としては、今のご意見を踏まえた検討をして頂ければと思います。

「観光」と「宿泊」をうまく関連させた表現があれば、今の意図は出せるのではないかと思いますので、ご検討頂きたい。

(石井座長)

P D C A の関係についても書かれておりますが、税の執行部分では、案外珍しいと思うのが、非常に重要なやり方ではないかと思えます。常に必要に応じて見直して、より良い使い方を探して頂くということは、新しい税を導入するうえで、持続的にうまく回せる仕組みになるかと思えますので、是非ご検討を頂ければと思います。

他にはよろしいでしょうか。では、次の記事に入らせて頂いて、いずれにしても全て関連がございますので、必要に応じてご意見を頂ければと思います。

続きまして、税額について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料2「税額について（ケースごとの考え方など）」の説明

(石井座長)

3つのケースで、それぞれの主な意見と使い道との関連の説明がありました。

私からの質問ですが、9ページの「税の使い道と税額の考え方」の市町村への補助について、「ケース3」の場合は斜線で消されているのですが、基本的には、道の政策目的を実現するために市町村に補助金を出すという政策は常にあるので、一切ないとの整理を敢えてするのはおかしいということで、要するに、ここで挙げてるようなレベルの補助事業はないというのは理解できるのですが、税の使い方として、補助事業として執行することは、概念としては残っているという説明をして頂いた方が、矛盾はないと思うのですが如何ですか。

(事務局)

今、座長の仰ったとおりです。

(石井座長)

メインが直接の事業だということは、よろしいかと思えます。可能性として、市町村補助の事業形態はあるということを理解して頂きたい。

この税額について、ご意見がございましたらお願いします。

(馬場委員)

第2回懇談会の際にお話しするタイミングが無くて言えなかったので、今回、最後の懇談会になると思っていますので、お話をしておきたいと思えます。

私どもの町も税を導入する自治体の一つですけれども、なぜ宿泊税を導入するのかというと、先ほども議論がありましたが、観光振興をしっかりとやっていきたい。そのための財源ということで考えていま

す。

私どもの町では、観光振興計画を立てて、それを確実に推進していく。その財源を組み立てるのはなかなか難しい中で考えているわけです。それを考えたときに、私は「需要から税額を定めていく必要がある」というお話をさせて頂きました。

そうした意味で、斜里町としての必要額は200円と考えている。入湯税の150円を足しますと、350円になりますので、仮に道の税額が100円となった場合は、合計450円になりますので、上限の部分で考えたときには、私は100円ではなくて、福岡の例があまり好ましくないとの話が前回ありましたが、道の税額が50円という選択もあるのではないかと、これは斜里町だけの思いではありますが、そのような考えもあるのではないかとということをお話させて頂きます。

(宮崎委員)

税額について、道から3つのケースの説明がありましたが、三点ほど質問をさせて頂きます。

道が観光振興税を宿泊税で導入する場合、当初、私たちの業界で受けた説明では、福岡方式、いわゆる市が150円、県が50円という方式で進めるとされてました。それが現在の道の考えではケース1、2、3いずれの事例においても、100円ないし200円と道の税額が増えている形になっています。これは、どのような経緯でこうなったのか、簡単にお知らせ頂きたい。道が50円の税額では、思いどおりの予算枠が確保できないという理由なのかとは思いますが、確認させてください。

それから、今も馬場委員からお話がありましたが、函館市も、皆さんも報道でご存じのような方針を出しております。この函館市の方針は原則200円であり、道が宿泊税を導入する場合は150円は確保し、入湯税は150円から70円に引き下げるとの発表がされております。これは今回説明されたケースとは合致しない部分がございますが、道としては、どのように考えているかということをお聞かせ頂ければと思っております。

それから、各地に私どもの協会のホテルなどがございますが、これも先ほど馬場委員のお話しでありましたけれども、それぞれの市町村がそれぞれの地域を如何に活性化させるか、観光を強化していくかということを実際に考えていらっしゃる。言うまでも無く、道の観光振興の取り組みの推進も全体として必要ですが、各市町村単位で、それぞれの市町村を知り尽くした地元の皆様が、その地域の強み弱みを十分に理解された上で、観光振興を進められるということが結束していきまると、最終的には全道的な観光のパワーが増してくるのではないかと考えております。

そうした観点から、私どもの協会としては、観光振興税を徴収する場合には、市町村が、より多くの金額を裁量で扱えるような方式の方が、結果的には道全体の観光振興パワーが増してくるのではないかと。そうした観点からも、福岡方式の配分が望ましいと強く思っているんですが、この辺りに関しては、どのようにお考えか。

(石井座長)

事務局の方からも説明を頂きますが、基本的には、北海道観光の課題は、広域の課題が圧倒的に大きいことから、むしろ、市町村で解決できない課題が、現実的に様々な問題となっていることをご承知おき頂きたい。従って、道として課税が必要と言うことであり、その上で、どのような形で課税したら良いのかということでもあります。

この懇談会の議論でも、「税の公平性と財源の確保という両面から、少なくとも金額が市町村によって違うということについては、考え方として採るべきではないのではないか」との意見を頂いて、私も事務局と議論しておりますが、懇談会の議論を踏まえた修正をしてきたと私は思っております。事務局の方からも少しご説明をお願いします。

(事務局)

まず、宮崎委員からの質問の一つ目の「いわゆる福岡方式」についてですが、我々は、当初から福岡方式イコール150円・50円の配分であるとの話は一度もしていません。福岡では一括して納めて頂いた

うえで県と市で配分しているとの話はありましたが、それは、あくまでも参考として、前例として200円を納めて頂いて広域自治体と基礎自治体で配分するというのがあるので、福岡を1例として挙げただけで、150円・50円との配分まで踏み込んだ話というのは、北海道として今まで一度もしていません。

それから、函館市の方針との関係や全体のバランスの話でいいますと、3つのケースのうち、まずケース2とケース3については、市町村で需要を踏まえて課税してくださいということで、道としては、市税の額をどうすべきか一切申し上げておりません。それは申し上げるべきものでもございませんし、課税自主権があります。

あくまで道として最低限必要なのは100円であり、道の様々な広域的な観光振興事業を実施するのに必要なのは100円としているのであって、一方で、市町村が独自に必要な分を課税して頂くのは否定をしませんし、そのような形でやって頂きたい。ですから、あくまでも金額ありき、全体額のキャップありきで、その中での配分という話は1度もしておりません。道として必要な金額があつて、それぞれ自治体でも必要なものを課税して頂くという考えです。

また、観光が市町村の事務として、極めて重要で主体的に行っているとの話も我々は十分に理解しております。そうした中で、石井座長からもお話あったように、個々の市町村の観光振興だけではなく、広域観光振興、これはまさに、政府の観光ビジョンですとか、それから「7空港の一括民間委託」、これも他の地域の空港民間委託にはない広域観光振興であり、今後、関連施策を必ず盛り込んで実施しなければいけない。北海道での広域観光というのは、これから一番重要になってきます。こうした部分は、やはり道ではないとできない事業がありますので、必要な取り組みの額を積み上げていって、やはり最低限100円が必要だと。そのような形で、このケース1、2、3というのを作らせて頂いております。

(上野委員)

2点伺いたいのですが、道は目的税としての観光振興税・宿泊税を考えてるわけですが、今、市町村の一部では、同じ目的税の入湯税を徴税してるところがあり、そのほかに観光振興税や宿泊税を課税することになるのであれば、今までの経過的、歴史的なことを踏まえると、市町村が財源不足から一般財源化していくことがあり得るのではと考えます。それらを所管するのが総務省か財務省かは分かりませんが、どのような指導をするのか知りたい。

それから、200円という金額について、私は免税点は無くて良いと思っておりますが、税の公平性ということから、宿泊費3千円の宿と5万円の宿が同じ200円の税額というのは、公平性が確保されていると言えるのでしょうか。

(石井座長)

基本的には、入湯税も一定の目的のために課税しているということなので、単純に一般財源として使っている自治体があるとしたら、その方が問題なのであり、それはこの懇談会の議論ではないのですが、入湯税も目的が具体的に示されておりますので、市町村が、それに即して使っていないとすれば、それは市町村の議会で指摘されるべきことであります。その部分に関しては、この懇談会の議論には馴染まないかと思えます。

そのほか、事務局お願いします。

(事務局)

今、石井座長からお話を頂いたとおりでございます。入湯税の関係について、上野委員をはじめ、宿泊業界の方々から様々なお話を頂いて、勉強をさせて頂きました。前身となるものは戦前から課されており、その時は一般財源だったようですが、それが戦後には目的税化されて、鉱泉源の管理、環境衛生や消防の施設、観光施設、それぞれ施設の整備、いわゆるハード事業の財源として充てるよう目的税化された経緯だと承知しております。その際に一般財源から法定の目的税化されたので、市町村においても、やや不明確となった点が、もしかしたらあったかもしれないと思っております。

これに関しては総務省から、議会はもとより、住民の方々を含めて入湯されるの方々に対し使途を明ら

かにするようにとの通達が、毎年出されているようでした。それでセクションが違うのですが、総合政策部で市町村税を所管している部署と連携させて頂いて、改めて市町村に対しては、総務省の通知があるので疑念を抱かれることのないようにとの周知はさせて頂いたところでございます。

ソフト事業にも入湯税が充てられるようになったのは平成に入ってからでございます。こうした観光振興が求められる中で、従前に入湯税は施設整備に充てられる財源でしたが、プロモーションなどが重視されてきた経過と考えているところでございます。

(事務局)

そうした経過もあったことから、今回、我々が税を導入するにあたっては、基金を設けて一般財源とは区分して活用したいと考えています。

また、免税点に関し、宿泊料が3千円でも5万円でも同じ金額の税額とのことについて、宿泊行為に関して得る受益は同じ程度だとの前提と、できる限り簡素な仕組みということが議論されてきており、宿泊料により免税点を設けるという考えは、今は持ち合わせていないところです。

(水野委員)

あくまで私見ですが、税の公平性という観点では、やはり水平的な公平性と垂直的な公平性というのが非常に重要なことだと思っています。特に、住民税でも均等割と所得割というのがあり、私も当初は両方に配慮すべきだと考えておりましたが、今現在としては、ケース3が良いと思っています。水平的な公平性を確保して、垂直的な公平性については、市町村に委ねるという考えが良いのではと思っています。

その理由としては、石井座長からもお話があったように、北海道は広大で広域的な課題が多い。地域によって非常に課題の差もあって、広域的な課題が多いので福岡県とは事情が異なると、現在では考えております。

(石井座長)

ケース1からケース3のどれを選択するのか、この懇談会として方向付けをすとしたなら、私も個人的には、これまでの議論を踏まえると、道が市町村に配慮して様々なことを講ずるのは、かえって税制上では余計な措置ではないかとの意見もあったと思いますので、ケース3の税額100円が一番シンプルな案ではないかと考えていますが、馬場委員からは違う意見を頂いていたかと。

(馬場委員)

ケース3を想定した上での50円です。

(石井座長)

金額の問題であると。考え方はケース3であると。

(馬場委員)

我々も総務省との協議があり、金額については、それまでに道との調整となりますが、税額がトータルいくらになるかは、今後の課題と考えています。

(石井座長)

税額の話は、基本的に「必要な財源がどれくらいか」ということなので、この後の「課税免除」の話にもかかわりますが、今までの試算を踏まえると、課税免除をしなくても最低100円は徴収しないと、道としてのまとまった事業を実施するのは難しいという、財源的には、そうした事情ではないかと私は理解してきたのですが、この部分について、ご意見いかがでしょうか。

(田中委員)

私も課税自主権、財政自立性を確保するためには、ケース3が望ましいということは前回から述べてきているところであります。先ほど公平性の話がありましたので、補足して述べておきたいと思います。

例えば、3千円と3万円というような宿泊料に差がある場合、額に応じた異なる税額が導入されていないのは如何なのかという話がありました。今回、宿泊税、とりわけ免税点を設けない応益税として明確にするとの前提で申し上げると、応能税・奢侈税いわゆる贅沢税として免税点を設ける形で整理をするならば、支払う額に応じて納税額が変わることが公平性を保つことになりませんが、今回、応能税ではなく応益税ということになれば、公平性の基準が「いくら払えるか」ではなく「どの程度受益をしているか」に応じて決まるべきと考えます。

また、市町村によって税額が変わるといっても、市町村において宿泊者にどの程度受益があるかということが異なってきますので、結局、税額も異なることになる。むしろ受益によって異なることが、公平性を保つことと整理されているということでもあります。

もう一点、宿泊税の適正な額については、税負担の観点から、いくらが適切なのかを申し上げるのは難しいのですが、国際的に宿泊税を見てみると、100円、200円、300円、400円程度であったとしても、決して高い額ではない。ただ、今回消費税率が10%に引き上げられて、かつ宿泊行為はヨーロッパと違って、軽減税率の対象にならないことから、例えば宿泊料金が1万円の場合、道と市町村で100円ずつの宿泊税を課税すると、(消費税+宿泊税を)併せて12%で、入湯税が課税される場合は、13~14%の税負担となります。この額は国際的には低い額とは言い難いものでありますことから、税制のトータルで見た場合、決して少なくない税負担の中で宿泊税・観光振興税を導入するのであれば、目的税としての明確な理由と適切な枠組みの中で使われることを確保することが重要と考えます。

(石井座長)

これまでの意見としては、ケース3の考え方が望ましいという意見のみなのですが、この懇談会として、税額についての整理は、ケース3とするということがよろしいですか。

それでは、皆さんの総意ということで、ケース3で整理させて頂きます。では、課税免除について、事務局から説明願います。

(事務局)

資料3「課税免除について」の説明

(石井座長)

前回の懇談会に出席されてない方もおられますので、参考までに100円での想定税收規模や免税点を設けた場合はどのようになるのかについて、前回の説明を改めてお願いします。

(事務局)

概数ではございますが、本道における宿泊延べ数、いわゆる人泊数が約3千5百万人泊でございますので、単純に100円を徴税した場合には約35億円となり、仮に200円としますと約70億円となります。

また、以前に様々なケースを検討している際に、大阪府では宿泊料金が7千円未満の場合には課税をしていないものですから、これを本道の実情に置き換えた場合は、どのようになるのかを機械的に計算しましたところ、100円では15億円程度、200円では30億円程度との試算をした経緯がございます。

(石井座長)

今の説明に関しまして、質問や意見はありますでしょうか。

現実的に言うと、100円という課税額を考えた場合には、免税点を設けると本当に目的税として必要な施策が講じられるのかということもございますし、むしろ事務の煩雑さを避けるべきではないか、また、宿泊料金に拘わらず応益があるのではないかなど、免税点は設けないということが、前回までの大



勢を占めていたのではないかと思います。

学校行事については、入湯税との関係もあるので、課税免除するという方向づけをして頂く。入院看護については、資料の意見の箇所に書かれていますけれども、課税免除を行う必要性についての特段の意見はなかったというのが、これまでの意見を整理したものだと思います。

後々のことを考えても、税はシンプルな形で導入することが、よろしいのかと思います。今、おおよその方向性を申し上げましたが、ご意見はありますか。

(上野委員)

おおよその徴税金額について、35億円、70億円との話がありました。それが30億円になる試算もあるということですが、今、観光局では、その具体的な観光行政のイメージと財源額が、これで良いとおられるのかという感があります。

今回は、観光審議会から観光振興税を作るべきだということの中で議論されていますけれども、2年前に観光産業経済効果調査が行われた時に、北海道の観光消費は1兆4千億円の経済波及効果があるとの結果でありました。道庁の2兆7千から8千億円の予算規模の中で、観光予算は20億円から21億円なので、仮に観光振興税を合わせても50億円というイメージになるわけですが、これで本当に観光政策が持続的に行えていけるのかという感じが私はしています。現実問題として、他府県から見ても、北海道の観光予算は少なすぎるのです。3年前に他府県の観光予算を調べたことがあります。実際に、桁が違うほど北海道は少ないです。そうした意味で、税条例を作って5年後、10年度となった時に、具体的にどのようなになっているか。先ほど目的税の一般財源化という話もありましたが、もっと観光施策のために一般財源を予算措置してもらうような動きを作っていかなければならないと私自身は思っています。今回は、観光振興を頑張りますので、きっかけとして観光税をお願いしますとなっているように思うわけですが、一般財源の方からも是非、観光予算の充実の動きを作って頂きたいと思っています。その辺りについて、道庁は、どのようにイメージしているかお聞かせを願いたい。

(石井座長)

ただ今、上野委員が仰ったことは非常に重要なことで、今回は目的税を導入して、観光振興を図ることになっていますが、いわば観光の費用便益とのことと言えば、行政コストをかけただけの経済効果というのは、他の分野、少なくとも農業よりは明らかにあるのは間違いございませんから、むしろ、目的税をもっと増税する可能性があるということではなく、これを導入した効果を見て、一般財源の方で観光政策に対する見直しなり配慮が必要という意味合いのご意見かと思えます。

ある意味、やむを得ず今回は税を導入して観光振興を充実してもらいますが、もっと本来の一般財源の方から予算措置がされても良いのではないかと。そういう問題があるのではないかと、付帯意見的な考え方ではないかと思えます。

(三瓶観光振興監)

今、上野委員が仰った一般財源の予算は、4年間で約3倍に増額した経過があります。それが大きい小さいかは、観光の重要性に鑑みて、予算を確保してきた状況であります。

ただ我々は、今回の税の議論をするときに、これから少子高齢化になって税収が少なくなっていく中で、どれだけ観光に一般財源から予算を確保できるのか。10年後、20年後、50年後を考えると、今から財源を確保していかないと、こうした広域観光について、5年後10年後に行おうと思っても財源確保が難しいと思い、将来の北海道の観光振興を考えてのことです。

一般財源から堅調に財源確保ができれば良いのですが、将来的に言えば、道庁内の様々なセクションでシェアしていかなければならないと考えております。

(石井座長)

その部分は、我々から言うと「もっと頑張る」ということなので、むしろ真摯に受け止めて頂くと

ということをお願いします。

(遠藤委員)

先ほどの数字のところ、質問が2点あります。1点は、35億円の分母の中に民泊は、入っているのでしょうか。それから、宿泊という観点でいうと、農泊については、今回どのような整理にされるのか、この2点について、ご教示ください。

(石井座長)

前回、民泊は対象との話はありました。農泊の話はなかったのですが、どうですか。

(事務局)

民泊法の適用となるものは、3千5百万人泊の中に対象として入っています。

(石井座長)

捕捉できる宿泊については、全て税を頂くという考え方ですよ。

(水野委員)

確認というか、私見で恐縮なのですが、10ページの資料の一番下にある課税免除に係る意見の5番目のところで、学校行事に関して、「修学旅行のみを課税免除とし」、次が「部活動は、課税免除対象外とすると複雑で分かりづらいので」とあり、部活動も課税免除とすべきだと受け止めたのですが、個人的には、部活動は課税免除の対象とすべきではないと考えております。理由としては、部活動は非常に多種多様ですし、課税客体として考えたときに、正確な捕捉が困難になるのではないかと個人的に考えております。

(石井座長)

今までの説明では、資料「学校行事」のとおり学校長の証明ということ为前提に、証明が出たものについては免除する。それを教育旅行と呼んでいます。どこまでを対象とするかについては、学校側が基準を持って教育旅行と認めたものとなりますので、部活動も大会などに限定されると思いますが、具体的には、整理してみないと分からないところがあるのかと。

(事務局)

厳密にどうあるべきかというのは、現時点では難しいのですが、学校長が認めたものが教育旅行として、ひとつの判断材料になるものと考えております。これらの詳細については、ご議論ご相談をさせて頂きたいと思っております。

(石井座長)

学校長等だから、どこまでを主体として認めるのか。例えば、教員が認めれば全て対象という形にはならないと思うので、規律付けはこれから議論して頂きたい。

他にご意見は。

それでは、先ほど整理しましたが、資料3については、「宿泊料金による課税免除、いわゆる免税点を設けない」、「学校行事についての課税免除のみ方向付ける」ことを懇談会の意見として整理したということではよろしいですか。それではそのように整理させていただきます。

一応、議題についての質疑は終わりましたが、何か他にご意見があれば。

(上野委員)

別の会議でもお話したことなのですが、道庁の観光局における観光への力の入れ方、頑張りを非常に

感じています。先日、業界の懇談会に土屋副知事に来て頂いた際に、観光の人事について話させて頂いたのですが、経済部観光局は30数人の体制で、観光振興税はもとより、最近ではコロナウィルスへの対応など、非常に頑張っておられる。こういう観光政策を立案し、実行するには、例えば100人体制での計画などを作成しようとしても、現状の人員体制では困難です。農政部は200~300人体制で1兆2千億円の農業経済を担う政策を作っている。観光行政についても、「適正な人事体制作りが必要である」という一言を入れて頂きたい。

(石井座長)

上野委員の発言趣旨はよく分かりますが、組織体制や人事の事柄まで、この懇談会の意見とするわけにはいきませんので、そのような意見が出たことは議事録として残りますので、ご承知願いたいと思います。

(馬場委員)

斜里町の観光戦略会議で宿泊税に関しての考え方を理解して頂き、様々な協議をした経過を踏まえたお話なのですが、今日の会議、懇談会は、「(仮称)観光振興税」という名称になっております。先ほどの目的税で考えたときに、そもそも何故、税を徴収しようということになったかということ、観光振興のための財源をいかに確保するかと。ここに尽きると思うのです。その手段として、どこから負担してもらおうかということで、宿泊者にとりという段階に来ている。目的からすれば「観光振興税」、宿泊者から頂くとすれば「宿泊税」となるのですが、その辺をどのような正式な名称になるのかというところが、肝ではないかと思えます。

参考までに、私どもの町で、このような事例もあります。先ほど、ビジネスが3割とのお話がありましたが、ビジネスとまでいえない工事現場の宿舎的な利用の旅館なり民宿があるのです。そうしたら、「観光振興ではないのだから、そんなの払えない」という感じになるのです。宿泊税と言えば、そこは良いのですけども。宿泊税として場合には観光振興を強く訴えられない。文言の整理でという話もありましたが、その辺で、大変微妙なところもありますので、是非、その辺も参考に、最終的な名称を決められては如何かと思いました。

(石井座長)

基本構造としては、観光振興のための税ということ自体は揺るがない。ただ、宿泊課税という形態をとるので、宿泊者の便益もターゲットにして観光振興を行っていくという議論になるので、そこを上手に書きましょと申し上げたので、目的自体は観光振興ということなので、素直に表した観光振興税となって良いと思います。名称は、我々が決める立場ではないので、議論の経過としては受け止めますが、実際の名称をどのようにするか、議会も含めて決めて頂くこととなります。どのような経過で税を導入していくかについては、これまでの議論を踏まえると、今、私が申し上げたような整理になるかと思えます。

(馬場委員)

斜里町では、宿泊税として負担して頂くが、宿泊税の目的は、観光振興との言いぶりを考えている。そうでないと、先ほどの例にもある民宿などへの対応が難しい。最終決定ではないが、そのような経過になっています。

もう1点、宿泊者に対して応益があるということを言葉で言うのは分かりづらいので、今後の使い道も含めて、見える化の工夫もしていく必要があるのではないかという意見もありました。

(石井座長)

具体的には、名称として宿泊税というものもあると思います。目的をどのように書くかということと、名称とは全てイコールではないので、今のご意見も踏まえた議論をこれからして頂くことになると思ひ

ます。この場では、名称は分かりやすく、かつ、アピールできる税の名前を考えて頂くのがよろしいかと思えます。

それは今後、道が検討して頂くことと整理したいので、お願いします。

(田中委員)

馬場委員からご指摘ありました点は、非常に重要でございます。もともと北海道では、観光審議会で、観光振興のための財源をどのように確保するかという経過で、宿泊行為に対して課税するとの答申がありました。その名称を観光振興税とする形が現在まで維持されていますが、今回の基本的な方向性のように、宿泊行為に対して応益税ということを課税根拠にするという整理がされるのであれば「宿泊税」の方が素直な名称ではないかと思えます。

それから、「見える化」という点もご指摘がありました。これは目的税である以上、非常に重要な点であり、今回も税の使い道ということで細かい施策を道からお示し頂いております。

また、制度面でも基金化をすることと、その透明性について確保される手立てはある程度図られていると思えますが、いま示されている施策を見ますと、宿泊者の受益が実感として分かりづらい印象があります。できる限り全ての宿泊者に利益が還元されるような施策を構築して頂くとともに、例えば「この事業は宿泊税を財源として実施されました」という小さなプレートの作成やその旨を記したパンフレット配布等により、追加負担をお願いした宿泊税について、納得感を確保していくことが重要になってくると思えます。

(石井座長)

2人から、名称について意見がありましたが、いずれにしても、目的の整理はできております。名称については、コンパクトに「観光振興」とするか「宿泊」とするかは、基本的には、やはり分かりやすい名称として、是非議論を進めて頂きたい。

(上野委員)

宿泊業の団体に加入していることもあり、団体内で様々な議論をした中で、一般的に観光というと宿泊業の商売と思われる傾向があり、我々宿泊業にとって非常に違和感を持っております。実際には、1兆4千億円と言われている観光消費の経済波及効果の中でも宿泊関係は2割以下であって、交通費は3割弱、土産や買い物は26%くらいであります。一般的に受け止められている、観光の受益者は宿泊業と限定されるイメージを避けたいと考えています。そのため、今回の税についても、観光全体に使う税であって、宿泊業に限定するものではないことを示す名称にして頂きたいということ訴えてきた経過があります。

もう1点、観光振興機構に関することですが、観光振興機構を維持する経費は貴重な観光予算となりますが、これらには関係団体からの会費などがあり、宿泊業界としては年間5千万円くらい払っていると思うが、他の業界はどうなっているのか、私は疑問に思っている。そうした部分について、適切に情報発信をして頂き、受益者は宿泊業界だけでなく観光業界全般であり、全体で頑張っていこうという体制を作りたいと思っています。

(石井座長)

一方で、観光目的であることが分かるような名称でとの意見でありましたが、様々な要素がある中でどのように整理されるか、この懇談会としては、主旨を踏まえて道に検討をして頂くという整理かと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、大体ご意見を頂いたかと思えます。一応、今日の懇談会が最後でございますが、皆さんから活発なご意見を頂いて、方向付けができました。協議にご協力を頂き、ありがとうございました。今日までの議論を踏まえた懇談会としての整理を踏まえて、道において、制度としてさらに精査して頂くことをお願いします。

(事務局)

石井座長、それから各委員の皆様、長時間のご議論、本当にありがとうございました。最後に、観光振興監の三瓶から、一言ごあいさつを申し上げます。

(三瓶観光振興監)

石井座長をはじめといたしまして、委員の皆様方には、お忙しい中3回にわたりまして、この懇談会にご出席頂きまして、誠にありがとうございました。

ご説明の中にもありましたが、我々としては、北海道に少しでも多くの方に来て頂いて、尚かつ、北海道の方々にも本道の良さを再認識して頂いて観光をしてもらう。これからも広域的な観光をさらに続けていきたいという思いです、今、取り組んでいるところであります。

この税に関しましては、基金制度を設けて、観光目的のために使わせて頂くことを、皆様方に透明性を持った形で整理したいと考えています。

さらには、振興局ごとに地域観光戦略プラットフォームを設けさせて頂きまして、市町村や観光事業者の方々にもご参画を頂き、地域に必要な施策の意見を伺いながら、この税が導入できれば、それを有効に活用していきたいと考えてございます。あくまでも、道だけの判断で使うのではなくて、皆様のご意見を頂きながら、適切に使わせて頂こうと考えてございます。

いずれにいたしましても、今後、議会への報告などもあります。様々な情報については、引き続き提供させて頂きたいと思っておりますので、この懇談会とは別に、何かご意見等がありましたら、お寄せ頂ければと存じます。本日まで3回の懇談会、ご出席を頂きまして誠にありがとうございました。

(事務局)

これもちまして懇談会を終了させて頂きます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

<終了>